

居宅療養管理指導（医師、歯科医師）チェックリスト

次の各項目について、点検を行い、すべて○×で記載してください。点検した結果×がついたところは基準等の違反となります。速やかに、改善を行ってください。

1 介護報酬の算定について

1	利用者の居宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)を訪問して、居宅療養管理指導を行っている。	
2	通所サービス事業所、短期入所サービス事業所で居宅療養管理指導を提供していない。	
3	利用者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所等している場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
4	居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報を提供している。	
5	利用者又はその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行っている。	
6	居宅療養管理指導費は1月に2回を限度として算定している。	
7	(医師が行う場合のみ)在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、居宅療養管理指導を行った場合は、居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定している。	
8	単一建物居住者(※)に居宅療養管理指導を行った場合、所定の単位数を算定している。 ※単一建物居住者とは・・・ ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者 ②(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(宿泊サービスに限る。)、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている複数の利用者	
9	主治の医師、主治の歯科医師が居宅療養管理指導を行っている。(やむを得ない事情により、主治の医師、主治の歯科医師が訪問できない場合については、同一医療機関の医師、歯科医師が代わりに居宅療養管理指導を行うことは可能です。)	
10	複数の医療機関(事業所)の医師、歯科医師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
11	訪問診療又は往診を行った日に居宅療養管理指導費を算定している。	
12	医師による居宅療養管理指導費を算定している場合、診療情報提供料(Ⅰ)の注2(医療機関から市町村・居宅介護支援事業者への情報提供)、注3(医療機関から薬局への在宅患者訪問薬剤管理指導に係る情報提供)、注13((医療機関から歯科診療を行う他の保険医療機関への患者の紹介)を算定していない。	
13	歯科医師による居宅療養管理指導費を算定している場合、歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料、診療情報提供料(Ⅰ)の注2(医療機関から市町村・居宅介護支援事業者への情報提供)及び注6(医療機関から老人性認知症センター等への患者の紹介)、歯科疾患在宅療養管理料を算定していない。	

上記点検において×がついた場合、介護報酬の返還が必要な場合があります。横浜市・健康福祉局・介護事業指導課(045-671-3413)にご相談ください。

2 サービス提供にあたっての留意事項について

1	居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供は、原則としてサービス担当者会議への参加により行っている。	
2	サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合は、その情報提供の要点を記載している。	
3	サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、文書等(メール、FAX等でも可)により、介護支援専門員に対して情報提供を行い、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存している。	
4	上記に係る情報提供の文書には、次の(a)～(d)を記載している。 (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等) (b) 利用者の病状、経過等 (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等 (d) 利用者の日常生活上の留意事項	
5	利用者又はその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言は、療養上必要な事項を記載した文書の交付により行うよう努めている。	
6	利用者又はその家族に対し、口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録している。	

3 運営基準について

1	指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書など)を利用込者又はその家族に交付して説明を行い、指定居宅療養管理指導の提供の開始について同意を得ている(契約書の作成など)。	
2	指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録している。	
3	指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の支払いを受けている。(利用料の支払いを免除していない。)	
4	利用者から利用料の支払いを受けた際には、領収書を発行している。	
5	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を作成している。	

居宅療養管理指導（薬剤師【薬局】）チェックリスト

次の各項目について、点検を行い、すべて○×で記載してください。点検した結果×がついたところは基準等の違反となります。速やかに、改善を行ってください。

1 介護報酬の算定について

1	利用者の居宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)を訪問して、居宅療養管理指導を行っている。	
2	通所サービス事業所、短期入所サービス事業所で居宅療養管理指導を提供していない。	
3	利用者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所等している場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
4	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合所定の単位を算定している。	
5	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
6	居宅療養管理指導費は1月に4回を限度として算定している。 ※末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定可能です。	
7	居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合(末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上としている。	
8	他の薬局・医療機関の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。 ※居宅療養管理指導を行っている保険薬局(以下「在宅基幹薬局」という。)が連携する他の保険薬局(以下「サポート薬局」という。)と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には在宅基幹薬局の薬剤師に代わって当該利用者又はその家族等に居宅療養管理指導を行うことについて、あらかじめ当該利用者又はその家族等の同意を得ている場合には、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が居宅療養管理指導を行った場合は居宅療養管理指導費を算定できます。なお、居宅療養管理指導費の算定は在宅基幹薬局が行う必要があります。	
9	医師又は歯科医師の指示に基づいて薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況、薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、関係職種への必要な報告、情報提供を行っている。	
10	薬剤師による居宅療養管理指導費が算定されている利用者について、次の①～⑥の診療報酬を算定していない。 ① 薬剤服用歴管理指導料 ② 長期投薬情報提供料 ③ 外来服薬支援料 ④ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 ⑤ 在宅患者緊急時等共同指導料 ⑥ 服薬情報等提供料 ※ ①薬剤服用歴管理指導料は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可能です。	

上記点検において×がついた場合、介護報酬の返還が必要な場合があります。横浜市・健康福祉局・介護事業指導課(045-671-3413)にご相談ください。

2 サービス提供にあたっての留意事項について

1	提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族に対して、積極的に文書等により提出するよう努めている。また、利用者又はその家族から申出があった場合は、当該情報を文書等により提出している。	
2	提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに薬剤服用歴の記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告している。	
3	利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行っている。	
4	居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し、訪問結果について必要な情報提供を文書で行っている。	
5	薬学的管理指導計画は、処方医から提供された医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種との間で情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえて策定している。	
6	薬学的管理指導計画には、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載している。	
7	薬学的管理指導計画は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定している。	
8	必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供している。 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び療養上の指導に関する留意点について情報提供している。	
9	居宅療養管理指導を行った場合、薬剤服用歴の記録に、少なくとも次のア～ツについて記載している。 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の利用者についての記録 イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等の処方についての記録 ウ 調剤日、処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録 エ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴等の利用者についての情報の記録 オ 利用者又はその家族等からの相談事項の要点 カ 服薬状況 キ 利用者の服薬中の体調の変化 ク 併用薬等(一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。)の情報 ケ 合併症の情報 コ 他科受診の有無 サ 副作用が疑われる症状の有無 シ 飲食物(現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。)の摂取状況等 ス 服薬指導の要点 セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名 ソ 処方医から提供された情報の要点 タ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等) チ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点 ツ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点	
10	利用者に投薬された医薬品について、薬剤師が次の情報を知ったときは、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行っている。 ア 医薬品緊急安全性情報 イ 医薬品・医療機器等安全性情報	

3 運営基準について

1	指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書など)を利用申込者又はその家族に交付して説明を行い、指定居宅療養管理指導の提供の開始について同意を得ている(契約書の作成など)。	
2	指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録している。	
3	指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の支払いを受けている。(利用料の支払いを免除していない。)	
4	利用者から利用料の支払いを受けた際には、領収書を発行している。	
5	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を作成している。	

居宅療養管理指導（薬剤師【医療機関】）チェックリスト

次の各項目について、点検を行い、すべて○×で記載してください。点検した結果×がついたところは基準等の違反となります。速やかに、改善を行ってください。

1 介護報酬の算定について

1	利用者の居宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)を訪問して、居宅療養管理指導を行っている。	
2	通所サービス事業所、短期入所サービス事業所で居宅療養管理指導を提供していない。	
3	利用者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所等している場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
4	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
5	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
6	居宅療養管理指導費は1月に2回を限度として算定している。	
7	居宅療養管理指導費を月2回算定する場合にあつては、算定する日の間隔は6日以上としている。	
8	他の薬局・医療機関の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
9	医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況、薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、関係職種への必要な報告、情報提供を行っている。	
10	医療保険による訪問診療を算定した日は、居宅療養管理指導費を算定していない。(居宅療養管理指導を行った後、患者の病状の急変等により往診を行った場合は、算定可能です。)	
11	<p>薬剤師による居宅療養管理指導費が算定されている利用者について、次の①～⑥の診療報酬を算定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤服用歴管理指導料 ② 長期投薬情報提供料 ③ 外来服薬支援料 ④ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 ⑤ 在宅患者緊急時等共同指導料 ⑥ 服薬情報等提供料 <p>※ ①薬剤服用歴管理指導料は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合には算定可能です。</p>	

上記点検において×がついた場合、介護報酬の返還が必要な場合があります。横浜市・健康福祉局・介護事業指導課(045-671-3413)にご相談ください。

2 サービス提供にあたっての留意事項について

1	提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族に対して、積極的に文書等により提出するよう努めている。また、利用者又はその家族から申出があった場合は、当該情報を文書等により提出している。	
2	提供した居宅療養管理指導の内容について、速やかに薬剤管理指導記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告している。	
3	利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行っている。	
4	居宅療養管理指導を行った場合、薬剤管理指導記録に、少なくとも次のア～カについて記載し、最後の記入の日から最低3年間保存している。 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号 イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴 ウ 薬学的管理指導の内容(医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。) エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点 オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名 カ その他の事項	
5	利用者に投薬された医薬品について、薬剤師が次の情報を知ったときは、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行っている。 ア 医薬品緊急安全性情報 イ 医薬品・医療機器等安全性情報	

3 運営基準について

1	指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書など)を利用申込者又はその家族に交付して説明を行い、指定居宅療養管理指導の提供の開始について同意を得ている(契約書の作成など)。	
2	指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録している。	
3	指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の支払いを受けている。(利用料の支払いを免除していない。)	
4	利用者から利用料の支払いを受けた際には、領収書を発行している。	
5	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を作成している。	

居宅療養管理指導（管理栄養士）チェックリスト

次の各項目について、点検を行い、すべて○×で記載してください。点検した結果×がついたところは基準等の違反となります。速やかに、改善を行ってください。

1 介護報酬の算定について

1	利用者の居宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)を訪問して、居宅療養管理指導を行っている。	
2	通所サービス事業所、短期入所サービス事業所で居宅療養管理指導を提供していない。	
3	利用者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所等している場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
4	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
5	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
6	居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が居宅療養管理指導を提供している。	
7	計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を行っている。	
8	栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に、居宅療養管理指導費を算定している。	
9	居宅療養管理指導は、医師が利用者に特別食(※)を提供する必要性を認めた場合又は利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合のみ提供している。 ※ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)	
10	管理栄養士は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の職種の者と共同して、利用者ごとに摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮された栄養補給に関する事項、栄養食事相談に関する事項、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成している。	

上記点検において×がついた場合、介護報酬の返還が必要な場合があります。横浜市・健康福祉局・介護事業指導課(045-671-3413)にご相談ください。

2 サービス提供にあたっての留意事項について

1	<p>居宅療養管理指導は、次のアからケまでに掲げるプロセスを経ながら実施している。</p> <p>ア 利用者の低栄養状態のリスクを、把握すること(以下「栄養スクリーニング」という。)</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、管理栄養士は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の職種の者と共同して、利用者ごとに摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮された栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容、利用者又は家族が主体的に取り組むことができる具体的な内容及び相談の実施方法等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、利用者に栄養管理に係る必要な情報提供及び栄養食事相談又は助言を実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 他のサービス等において食生活に関する配慮等が必要な場合には、当該利用者に係る居宅療養管理指導の指示を行った医師を通じ、介護支援専門員に対して情報提供を行うこと。</p> <p>カ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った医師に対する報告を行うこと。なお、低栄養状態のモニタリングにおいては、利用者個々の身体状況等を勘案し必要に応じて体重を測定するなど、BMIや体重減少率等から利用者の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>キ 利用者について、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、医師の指示のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行うこと。</p> <p>ク 管理栄養士は、利用者ごとに栄養ケアの提供内容の要点を記録する。なお、交付した栄養ケア計画は栄養ケア提供記録に添付する等により保存すること。</p> <p>ケ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に管理栄養士の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p>	
---	---	--

3 運営基準について

1	<p>指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書など)を利用申込者又はその家族に交付して説明を行い、指定居宅療養管理指導の提供の開始について同意を得ている(契約書の作成など)。</p>	
2	<p>指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録している。</p>	
3	<p>指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の支払いを受けている。(利用料の支払いを免除していない。)</p>	
4	<p>利用者から利用料の支払いを受けた際には、領収書を発行している。</p>	
5	<p>事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を作成している。</p>	

居宅療養管理指導（歯科衛生士等）チェックリスト

次の各項目について、点検を行い、すべて○×で記載してください。点検した結果×がついたところは基準等の違反となります。速やかに、改善を行ってください。

1 介護報酬の算定について

1	利用者の居宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)を訪問して、居宅療養管理指導を行っている。	
2	通所サービス事業所、短期入所サービス事業所で居宅療養管理指導を提供していない。	
3	利用者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所等している場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
4	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
5	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている複数の利用者に対して、居宅療養管理指導を提供した場合、所定の単位を算定している。	
6	居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師、看護職員が居宅療養管理指導を提供している。(当該医療機関に勤務(常勤又は非常勤)している歯科衛生士等がサービスの提供を行っている。)	
7	訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、療養上必要な実地指導を行っている。	
8	居宅療養管理指導費は1月に4回を限度として算定している。	
9	歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項、摂食・嚥下機能に関する事項、解決すべき課題に対し、関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成している。	
10	利用者ごとに策定した管理指導計画に従い、口腔内の清掃、有床義歯の清掃、摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等、療養上必要な指導を行っている。	
11	管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を、1人の利用者に対して、歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合に、居宅療養管理指導費を算定している。	
12	実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は、居宅療養管理指導費を算定していない。	
13	居宅療養管理指導費は、指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定している。	
14	歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであることから、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含めていない。	

上記点検において×がついた場合、介護報酬の返還が必要な場合があります。横浜市・健康福祉局・介護事業指導課(045-671-3413)にご相談ください。

2 サービス提供にあたっての留意事項について

1	サービス提供終了後は、指示等を行った歯科医師に直接報告している。	
2	歯科衛生士等は実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存している。	
3	利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等を記録している。	
4	歯科医師の訪問診療に同行した場合には、当該医師の診療開始及び終了時刻を記録している。	
5	<p>居宅療養管理指導は、次のアからキまでに掲げるプロセスを経ながら実施している。</p> <p>ア 利用者の口腔機能(口腔衛生、摂食・嚥下機能等)のリスクを把握すること(以下「口腔機能スクリーニング」という。)</p> <p>イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること(以下「口腔機能アセスメント」という。)</p> <p>ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の方が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項(口腔内の清掃、有床義歯の清掃等)、摂食・嚥下機能に関する事項(摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等)、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成すること。また、作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題(口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。なお、口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行うこと。</p> <p>カ 利用者について、概ね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。なお、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行うこと。</p> <p>キ 指定居宅サービスの基準第91条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p>	
6	利用者の口腔状態により、医療における対応が必要であることが疑われる場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通じた指定居宅介護支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じている。	

3 運営基準について

1	指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書など)を利用申込者又はその家族に交付して説明を行い、指定居宅療養管理指導の提供の開始について同意を得ている(契約書の作成など)。	
2	指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録している。	
3	指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の支払いを受けている。(利用料の支払いを免除していない。)	
4	利用者から利用料の支払いを受けた際には、領収書を発行している。	
5	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を作成している。	